

# 令和3年度青森県普通会計決算のポイント

## 1 決算概況及び規模

令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策に取り組むとともに、国の補正予算に呼応した公共事業等を実施した結果、歳入歳出決算額ともに前年度を上回った。

また、財政健全化法に基づく健全化判断比率等については、これまでの財政健全化努力により、いずれも同法に定められた基準を下回り、健全性の確保が図られている。

○歳入 8,149億4,591万3千円（前年度 7,656億9,813万1千円、前年度比+6.4%）

○歳出 7,798億 522万7千円（前年度 7,333億4,520万5千円、前年度比+6.3%）

（※決算統計における新型コロナウイルス感染症対策関連経費に係る決算額

○歳入 981億6,820万9千円（前年度 859億5,036万3千円、前年度比+14.2%）

○歳出 996億8,451万4千円（前年度 809億6,771万8千円、前年度比+23.1%）

## 2 決算収支の状況

○実質収支 79億6,984万2千円（前年度 96億 176万5千円）

○単年度収支 △16億3,192万3千円（前年度 71億8,046万5千円）

○実質単年度収支 △43億5,356万2千円（前年度 43億8,406万9千円）

## 3 財政指標等の状況

（単位：%、億円）

〈決算統計関連指標〉	3年度	2年度	増減
経常収支比率	88.9	95.8	△6.9

〈健全化判断比率〉	3年度	2年度	増減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	3.75	5.0
連結実質赤字比率	—	—	—	8.75	15.0
実質公債費比率	12.5	12.3	0.2	25.0	35.0
将来負担比率	82.1	95.8	△13.7	400.0	—

### 〈資金不足比率〉

工業用水道事業、病院事業、下水道事業、港湾整備事業のいずれの会計も資金不足は生じておらず、経営健全化基準に該当しない。

〈地方債残高〉	3年度	2年度	増減
普通会計	9,836	10,180	△344
一般会計	9,681	10,018	△337

〈基金残高〉	3年度	2年度	増減
財政調整基金	164	145	19
県債管理基金	188	188	0
その他特定目的基金	871	640	231
合計	1,223	973	250

報道機関用提供資料	
担当課	総務部財政課
担当者	松橋 総括財政主幹
電話番号	内線：2403
	直通：017-734-9034
報道監	総務部 豊島 次長

報道機関 各位

R4. 9. 21

財政課

## 令和3年度青森県普通会計決算について

### 1 決算概況

令和3年度は新型コロナウイルス感染症に対応するため、検査・医療提供体制の確保や感染防止対策の推進、事業継続への支援などに取り組むとともに、国の補正予算に呼応した公共事業等を実施した結果、歳入歳出決算額ともに前年度を上回った。

また、財政健全化法に基づく健全化判断比率等については、これまでの財政健全化努力により、いずれも同法に定められている基準を下回り、健全性の確保が図られている。

### 2 決算規模

令和3年度の普通会計の決算額は、

歳入 8,149億4,591万3千円 (前年度 7,656億9,813万1千円)

歳出 7,798億 522万7千円 (前年度 7,333億4,520万5千円)

と、前年度に比べて歳入で+6.4% (492億4,778万2千円)、歳出で+6.3% (464億6,002万2千円)の増となった。

なお、決算統計における新型コロナウイルス感染症対策関連経費に係る決算額は、

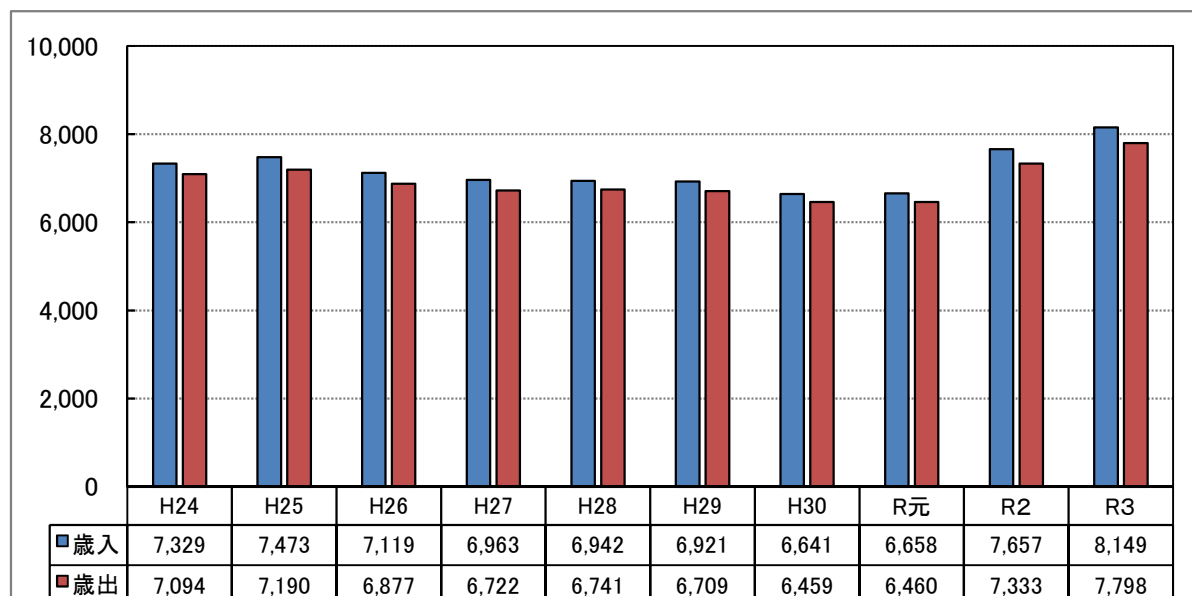
歳入 981億6,820万9千円 (前年度 859億5,036万3千円)

歳出 996億8,451万4千円 (前年度 809億6,771万8千円)

と、前年度に比べて歳入で+14.2% (122億1,784万6千円)、歳出で+23.1% (187億1,679万6千円)の増となった。

〔歳入・歳出決算額の推移〕

(単位：億円)



歳入、歳出ごとの主な増減要因は次のとおりである。

**歳入**において、**地方税**は、法人事業税が20.8%（47.1億円）の増、地方消費税（清算後）が7.9%（44.5億円）の増となったこと等から、地方税全体では5.5%（95.1億円）の増。

**地方譲与税**は、特別法人事業譲与税の増等により9.1%（19.5億円）の増。

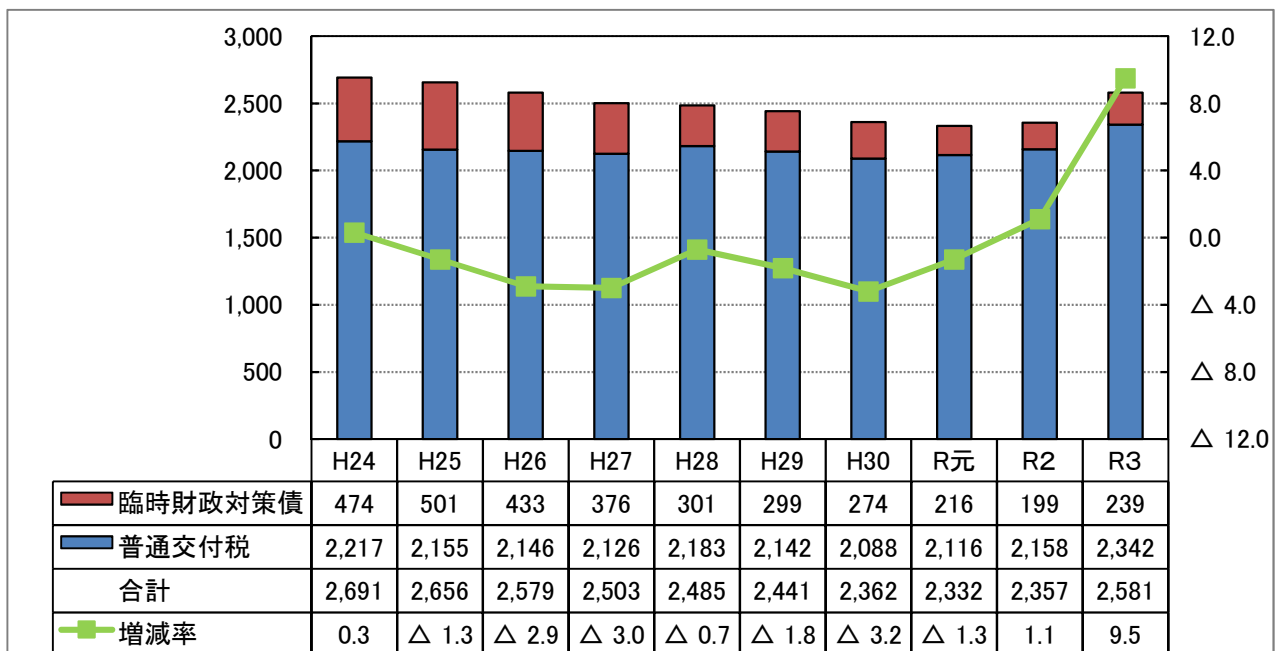
**地方交付税**は、復興事業の完了等により震災復興特別交付税が皆減（△38.1億円）となった一方、普通交付税が8.5%（183.9億円）の増となったこと等から、地方交付税全体では6.7%（150.2億円）の増。（**臨時財政対策債**は20.3%（40.5億円）の増、**普通交付税との合計**では9.5%（224.4億円）の増）

**国庫支出金**は、新型コロナウイルス感染症対策に係る国からの交付金等の増等により5.7%（92.2億円）の増、**繰入金**は、発電用施設所在市町村等振興基金からの繰入の増等により19.8%（16.7億円）の増、**繰越金**は、新型コロナウイルス感染症対策事業の繰越増等により47.5%（89.3億円）の増、**諸収入**は、制度融資に係る貸付金収入の減等により△9.5%（△72.8億円）の減、**地方債**は、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債の増等により14.7%（93.2億円）の増。

以上により、**歳入全体**では6.4%（492.5億円）の増となったものである。

〔普通交付税・臨時財政対策債の推移〕

（単位：億円、%）



※表示単位未満四捨五入の関係で合計が一致しない箇所がある。

**歳出**において、**義務的経費**は、人件費が職員数の減による職員給の減等により△1.0%（△15.8億円）、公債費が近年の借入利率の低下等による償還利子の減等により△0.2%（△2.4億円）とそれぞれ減となったことから、義務的経費全体では△0.6%（△18.2億円）の減。

**投資的経費**は、国補正予算関連事業の増等により普通建設事業費が12.0%（164.3億円）の増（補助事業費は9.6%（89.0億円）の増、単独事業費は17.8%（69.5億円）の増）、災害復旧事業費が河川等災害復旧事業の増等により448.6%（11.9億円）の増と

なったことから、投資的経費全体では12.8%（176.2億円）の増。

**その他の経費**は、貸付金が新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける中小企業者に対する制度融資貸付金の減等により△12.9%（△88.1億円）の減となった一方、補助費等が新型コロナウイルス感染症入院患者病床確保事業費補助の増等により7.4%（128.7億円）、積立金が公共施設等整備基金積立金の増等により128.0%（170.6億円）の増となったこと等から、その他の経費全体では、10.0%（306.7億円）の増。

以上により、**歳出全体**では6.3%（464.6億円）の増となったものである。

（参考）

○ **社会保障施策に要する経費**

介護保険関係負担金・交付金	214億7,493万6千円
後期高齢者医療関係負担金	183億 74万6千円
国民健康保険関係費	126億7,483万8千円
障害者自立支援関係負担金	102億6,479万2千円
精神障害者措置入院及び通院医療扶助費	28億8,195万9千円
地域医療介護総合確保基金関係費（医療分）	96億5,786万1千円
地域医療介護総合確保基金関係費（介護分）	17億9,381万7千円
生活保護扶助費及び市交付金	72億1,016万5千円
医療費助成関係補助金	16億3,028万1千円
難病関係医療扶助費	19億2,243万1千円
小児慢性特定疾患扶助費	1億4,532万4千円
児童手当等負担金	22億6,823万2千円
児童扶養手当給付費	12億5,374万3千円
児童入所施設等扶助費	22億5,084万8千円
教育・保育給付費負担金	112億9,415万9千円
子ども・子育て支援新制度関係費（上記以外）	17億 655万4千円
高等教育無償化関係費	2億 632万9千円
計	1,069億3,701万5千円
	（一般財源 880億8,965万4千円）

※社会保障施策に係る主なものを掲載したもの。

（参考）

地方消費税及び地方消費税清算金（税込連動交付金差引後）	304億7,646万8千円
うち税率引上げによる増収額	166億6,704万1千円

○ **森林環境譲与税の使途に関する事項**

市町村が実施する施策の支援	1,261万8千円
間伐等の森林の整備に関する施策	1億4,974万7千円
森林の整備を担うべき人材の育成及び確保	3,567万7千円
木材の利用の促進	157万4千円
森林の有する公益的機能に関する普及啓発	253万円
	2億 214万6千円
	（一般財源 1億6,601万4千円）

（参考）森林環境譲与税 9,630万円

### 3 決算収支の状況

#### (1) 実質収支

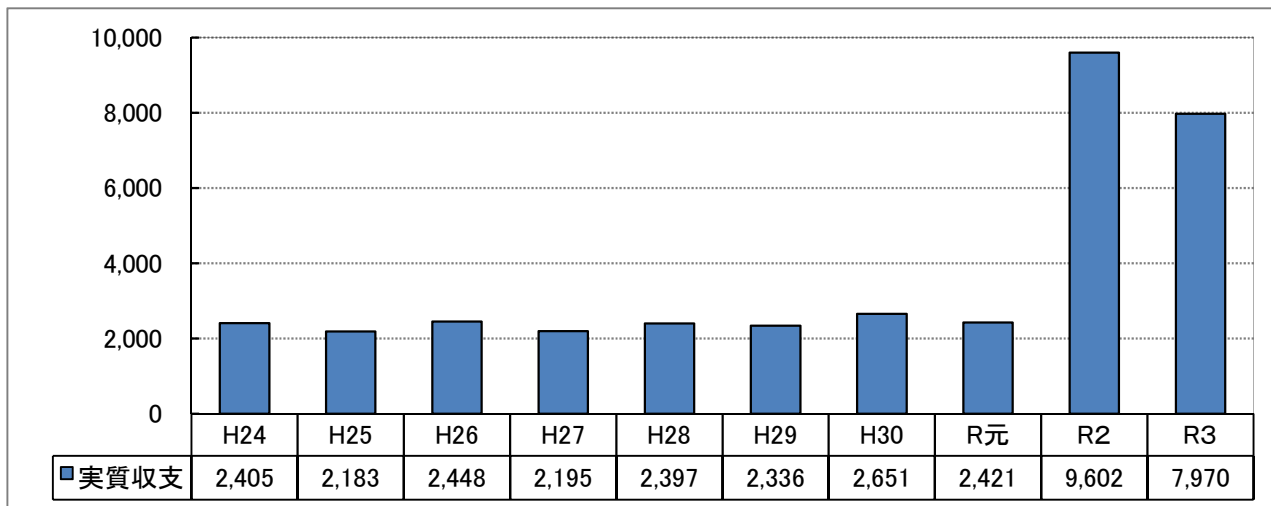
令和3年度における歳入歳出差引額（形式収支）は、351億4,068万6千円の黒字。

この形式収支から翌年度に繰り越すべき財源271億7,084万4千円を控除した実質収支は、79億6,984万2千円の黒字。

令和2年度以降大幅に増となっているが、これは、新型コロナウイルス感染症対策に係る国庫支出金の一部について、所要額を上回って交付された分が当該年度内に精算されなかったこと等によるものである。

〔実質収支決算額の推移〕

（単位：百万円）



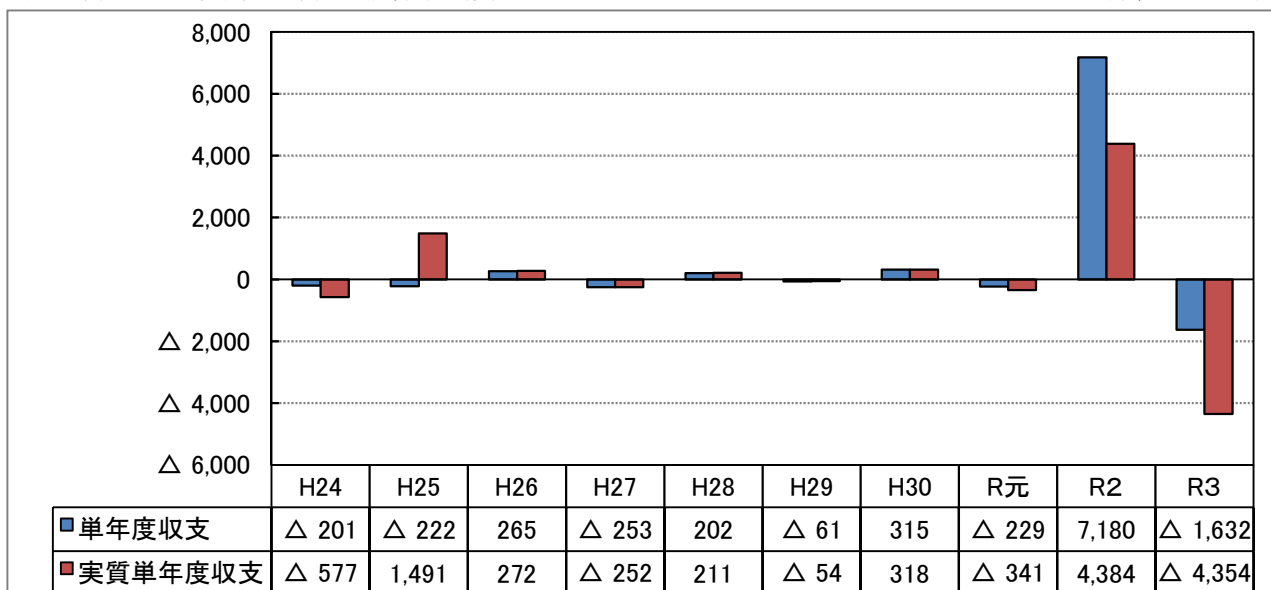
#### (2) 単年度収支及び実質単年度収支

令和3年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は、16億3,192万3千円の赤字。

令和3年度における実質的な黒字要因である財政調整基金への積立額215万8千円、実質的な赤字要因である財政調整基金取崩額27億2,379万7千円を調整した後の実質単年度収支は、43億5,356万2千円の赤字。

〔単年度収支及び実質単年度収支決算額の推移〕

（単位：百万円）



## 4 財政指標等の状況

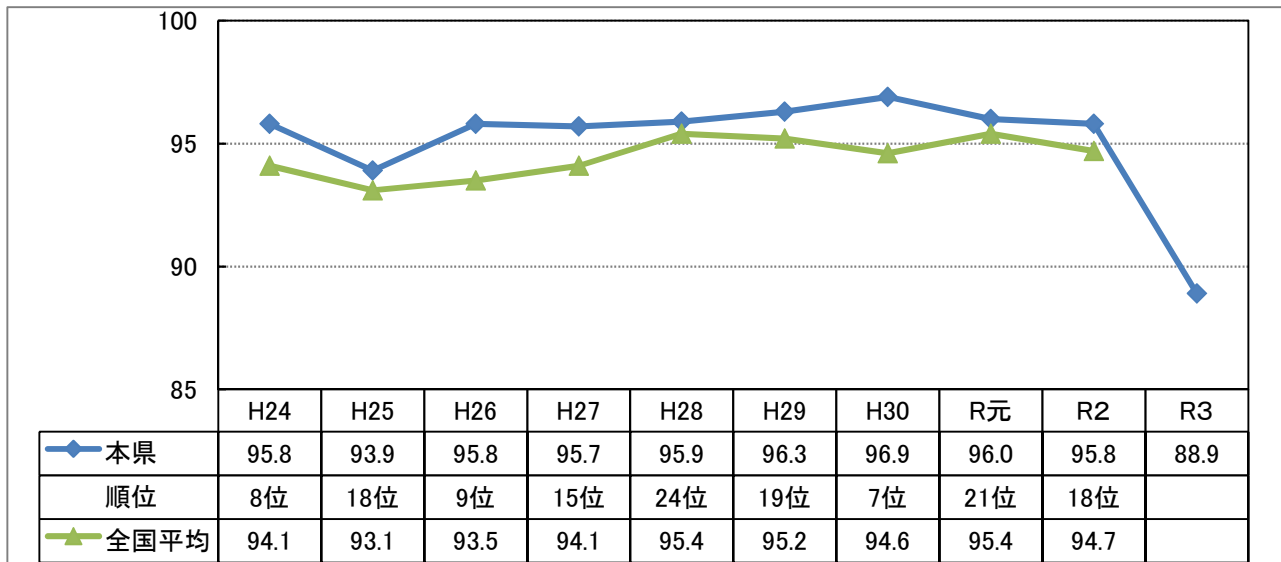
### (1) 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を測る指標である経常収支比率は、88.9%と令和2年度の95.8%から6.9ポイント改善した。

これは、分子となる「経常経費充当一般財源等」では、人件費等が減となったものの、物件費や維持補修費の増により前年度とほぼ同額となったのに対し、分母となる「経常一般財源等総額」では、地方特例交付金等が減となったものの、地方税及び地方交付税が増となったこと等により7.8%の増となったためである。

〔経常収支比率の推移〕

(単位：%)



※ 経常収支比率は、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す指標であり、表中の順位は比率が高い方からの全国順位である。

### (2) 健全化判断比率及び資金不足比率

#### ① 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等（一般会計と普通会計に属する特別会計）における実質赤字額（実質収支における赤字額）の標準財政規模に対する比率である。

令和3年度の実質収支は黒字であり、算定・公表が開始された平成19年度決算以降、実質赤字はない。

#### ② 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計等に工業用水道事業会計、病院事業会計、下水道事業会計、港湾整備事業特別会計、駐車場事業特別会計及び国民健康保険事業会計の赤字額を加えたものである。

いずれの会計についても赤字額はなく、算定・公表が開始された平成19年度決算以降、連結実質赤字はない。

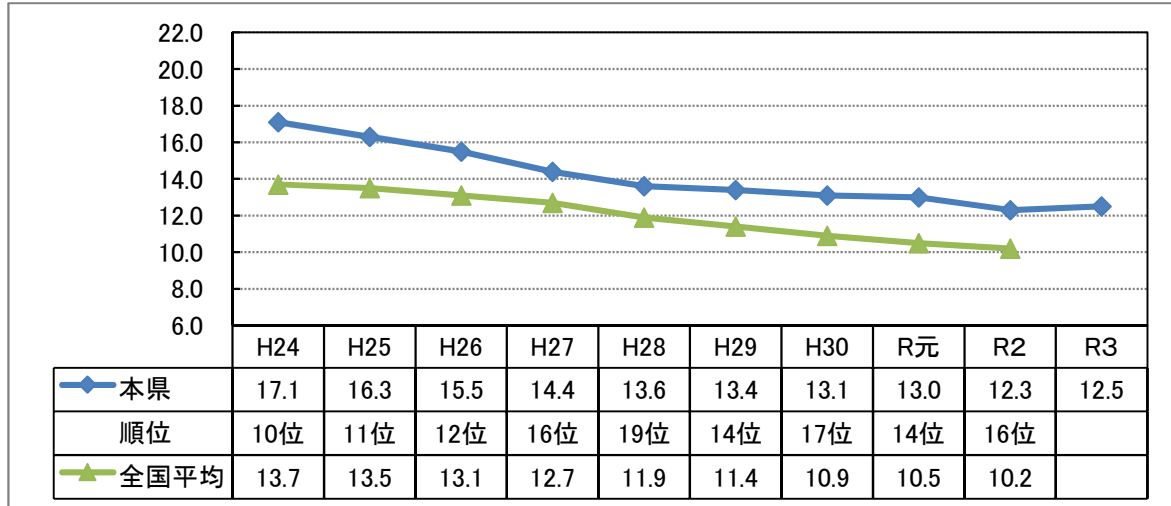
### ③ 実質公債費比率

実質公債費比率は12.5%と令和2年度の12.3%から0.2ポイント悪化した。

これは、元利償還金等が減となった一方、元利償還金等に係る基準財政需要額算入額がそれ以上に減となった結果、分子（元利償還金等から特定財源及び元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額）が増となったことによるものである。

〔実質公債費比率の推移〕

(単位：%)



※ 実質公債費比率は、公債費の大きさをその団体の財政規模に対する割合で表した指標であり、表中の順位は比率が高い方からの全国順位である。

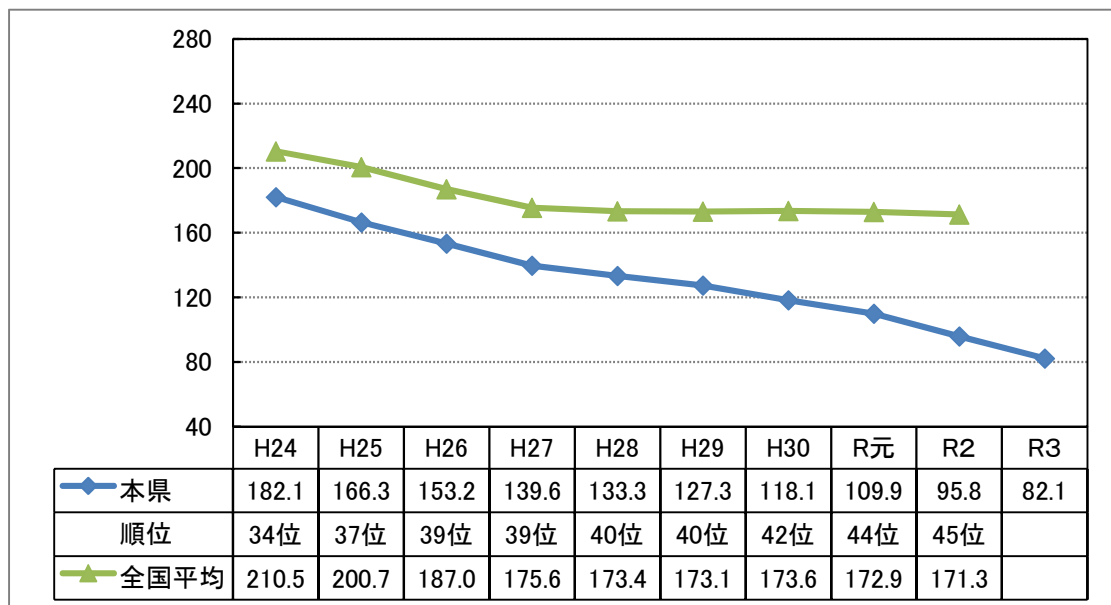
### ④ 将来負担比率

将来負担比率は82.1%と令和2年度の95.8%から13.7ポイント改善した。

これは、分母（標準的な一般財源収入）が増になるとともに、分子（地方債残高、退職手当等将来的に県が負担する額の合計額）が減となったことによるものである。

〔将来負担比率の推移〕

(単位：%)



※ 将来負担比率は、地方債など現在抱えている負債の大きさをその団体の財政規模に対する割合で表した指標であり、表中の順位は比率が高い方からの全国順位である。



### ⑤ 資金不足比率

資金不足額の事業規模に対する割合であり、工業用水道事業会計、病院事業会計、下水道事業会計及び港湾整備事業特別会計が対象となる。

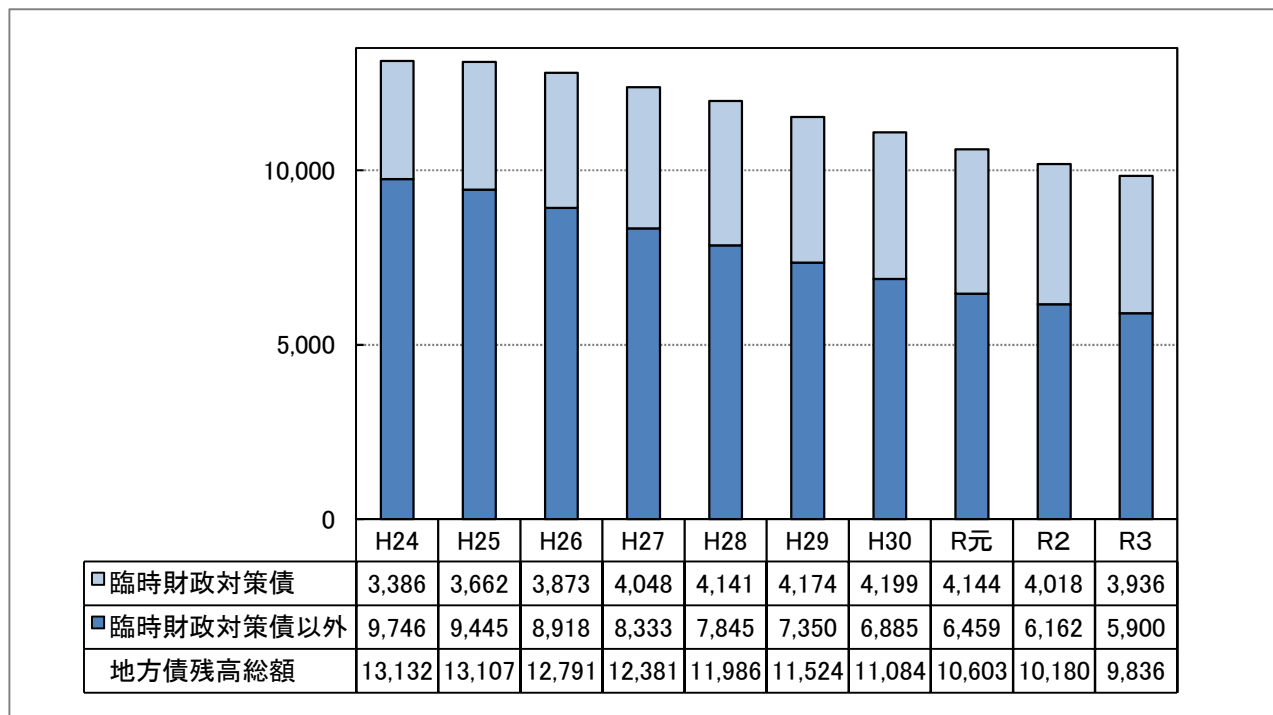
いずれの会計についても赤字額はなく、算定・公表が開始された平成19年度決算以降、資金不足はない。

### (3) 地方債残高の状況

新規発行の抑制に継続的に取り組んできた結果、地方債残高総額は平成23年度から11年連続の減となり、地方債残高総額が1兆円を下回った。

〔地方債残高の推移【普通会計ベース】〕

(単位：億円)



【一般会計ベース】

(単位：億円)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
臨時財政対策債	3,386	3,662	3,873	4,048	4,141	4,174	4,199	4,144	4,018	3,936
臨時財政対策債以外	9,485	9,191	8,671	8,091	7,611	7,157	6,698	6,296	6,000	5,745
地方債残高総額	12,871	12,853	12,544	12,139	11,752	11,331	10,897	10,440	10,018	9,681

### (4) 基金残高の状況

令和3年度において、基金残高全体では250億円の増となった。

財政調整基金は、その運用利息及び地方財政法の規定に基づく歳計剰余金の積立により増、その他特定目的基金については、公共施設等整備基金の積立等により231億円の増となった。

(単位：億円)

<基金残高>	R2	R3	増減
財政調整基金	145	164	19
県債管理基金	188	188	0
その他特定目的基金	640	871	231
合計	973	1,223	250



令和元年度～令和3年度 普通会計決算の推移

(単位:千円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
歳 入 総 額 A	665,826,953	765,698,131	814,945,913	
歳 出 総 額 B	645,964,109	733,345,205	779,805,227	
歳入歳出差引額 (A - B) C	19,862,844	32,352,926	35,140,686	
翌年度へ繰り越すべき財源 D	17,441,544	22,751,161	27,170,844	
実 質 収 支 (C - D) E	2,421,300	9,601,765	7,969,842	
単 年 度 収 支 F	△ 229,264	7,180,465	△ 1,631,923	
積 立 金 G	3,212	2,243	2,158	
繰 上 償 還 金 H	0	0	0	
積 立 金 取 崩 し 額 I	115,399	2,798,639	2,723,797	
実質単年度収支 (F+G+H-I) J	△ 341,451	4,384,069	△ 4,353,562	
参 考	標 準 税 収 入 額 K	147,216,033	148,867,200	129,292,111
	普 通 交 付 税 額 L	211,562,275	215,803,442	234,196,533
	臨時財政対策債発行可能額 M	21,664,362	19,897,240	33,046,258
	標準財政規模 (K+L+M) N	380,442,670	384,567,882	396,534,902
	実質収支比率 (E/N×100%)	0.64	2.50	2.01

令和3年度決算統計 普通会計歳入・歳出の増減比較

(歳入)

(単位：千円、%)

区 分	令 和 3 年 度			令 和 2 年 度		増 減 A-B
	決 算 額 A	構 成 比	前年度比	決 算 額 B	構 成 比	
1 地方税	182,115,826	22.4	5.5	172,605,716	22.5	9,510,110
2 地方譲与税	23,269,911	2.9	9.1	21,321,732	2.8	1,948,179
4 地方特例交付金等	722,494	0.1	△ 4.3	754,701	0.1	△ 32,207
5 地方交付税	238,787,768	29.3	6.7	223,762,919	29.2	15,024,849
6 交通安全対策特別交付金	331,205	0.0	△ 2.3	339,150	0.0	△ 7,945
7 分担金及び負担金	5,018,018	0.6	12.3	4,470,000	0.6	548,018
8 使用料	9,701,405	1.2	0.4	9,663,030	1.3	38,375
9 手数料	2,338,642	0.3	5.5	2,216,385	0.3	122,257
10 国庫支出金	171,840,393	21.1	5.7	162,621,376	21.2	9,219,017
12 財産収入	1,218,521	0.1	29.4	941,605	0.1	276,916
13 寄附金	75,444	0.0	△ 36.5	118,900	0.0	△ 43,456
14 繰入金	10,111,613	1.2	19.8	8,437,883	1.1	1,673,730
15 繰越金	27,729,896	3.4	47.5	18,799,468	2.5	8,930,428
16 諸収入	68,948,220	8.5	△ 9.5	76,226,946	10.0	△ 7,278,726
17 地方債	72,736,557	8.9	14.7	63,418,320	8.3	9,318,237
歳 入 合 計	814,945,913	100.0	6.4	765,698,131	100.0	49,247,782

(歳出 目的別)

(単位：千円、%)

区 分	令 和 3 年 度			令 和 2 年 度		増 減 A-B
	決 算 額 A	構 成 比	前年度比	決 算 額 B	構 成 比	
一 議会費	1,197,328	0.2	4.7	1,143,419	0.2	53,909
二 総務費	52,930,433	6.8	24.5	42,499,376	5.8	10,431,057
三 民生費	115,262,480	14.8	2.4	112,524,709	15.3	2,737,771
四 衛生費	57,087,756	7.3	32.9	42,952,406	5.9	14,135,350
五 労働費	1,890,073	0.2	7.0	1,766,177	0.2	123,896
六 農林水産業費	54,149,815	6.9	1.2	53,531,213	7.3	618,602
七 商工費	79,952,743	10.3	△ 2.6	82,093,759	11.2	△ 2,141,016
八 土木費	96,100,468	12.3	12.4	85,475,450	11.7	10,625,018
九 警察費	31,546,636	4.0	6.3	29,671,782	4.1	1,874,854
十一 教育費	142,268,449	18.2	2.5	138,741,884	18.9	3,526,565
十二 災害復旧費	1,456,132	0.2	448.6	265,445	0.0	1,190,687
十三 公債費	111,973,604	14.4	△ 0.3	112,267,217	15.3	△ 293,613
十六 利子割交付金	83,766	0.0	△ 21.9	107,321	0.0	△ 23,555
十七 配当割交付金	384,058	0.1	69.7	226,374	0.0	157,684
十八 株式等譲渡所得割交付金	359,178	0.0	35.4	265,287	0.0	93,891
二十 地方消費税交付金	30,596,996	3.9	8.3	28,263,003	3.9	2,333,993
二一 ゴルフ場利用税交付金	104,808	0.0	13.2	92,548	0.0	12,260
二三 自動車取得税交付金	0	0.0	皆減	137	0.0	△ 137
二五 自動車税環境性能割交付金	412,407	0.1	6.3	387,861	0.1	24,546
二六 法人事業税交付金	2,048,097	0.3	91.4	1,069,837	0.1	978,260
歳 出 合 計	779,805,227	100.0	6.3	733,345,205	100.0	46,460,022

(歳出 性質別)

(単位：千円、%)

区 分	令 和 3 年 度			令 和 2 年 度		増 減 A-B
	決 算 額 A	構 成 比	前年度比	決 算 額 B	構 成 比	
一 義務的経費	288,025,044	36.9	△ 0.6	289,849,496	39.6	△ 1,824,452
1 人件費	157,208,221	20.2	△ 1.0	158,787,702	21.7	△ 1,579,481
うち職員給	114,700,435	14.7	△ 1.4	116,298,188	15.9	△ 1,597,753
2 扶助費	18,843,572	2.4	0.0	18,843,663	2.6	△ 91
3 公債費	111,973,251	14.3	△ 0.2	112,218,131	15.3	△ 244,880
二 投資的経費	155,161,922	19.9	12.8	137,544,808	18.7	17,617,114
1 普通建設事業費	153,705,790	19.7	12.0	137,279,363	18.7	16,426,427
①補助事業費	101,337,918	13.0	9.6	92,437,938	12.6	8,899,980
②単独事業費	46,009,200	5.9	17.8	39,061,296	5.3	6,947,904
③国直轄事業負担金	6,269,060	0.8	10.4	5,678,057	0.8	591,003
④同級他団体施行事業負担金	0	0.0	—	0	0.0	0
⑤受託事業費	89,612	0.0	△ 12.2	102,072	0.0	△ 12,460
2 災害復旧事業費	1,456,132	0.2	448.6	265,445	0.0	1,190,687
①補助事業費	686,713	0.1	221.2	213,808	0.0	472,905
②単独事業費	530,003	0.1	2357.1	21,570	0.0	508,433
③国直轄事業負担金	239,416	0.0	696.3	30,067	0.0	209,349
三 その他	336,618,261	43.2	10.0	305,950,901	41.7	30,667,360
1 物件費	36,535,570	4.7	22.7	29,776,270	4.0	6,759,300
2 維持補修費	16,884,444	2.2	21.2	13,929,206	1.9	2,955,238
3 補助費等	185,617,639	23.8	7.4	172,749,866	23.6	12,867,773
4 積立金	30,388,843	3.9	128.0	13,326,842	1.8	17,062,001
5 投資及び出資金	0	0.0	—	0	0.0	0
6 貸付金	59,339,041	7.6	△ 12.9	68,144,755	9.3	△ 8,805,714
7 繰出金	7,852,724	1.0	△ 2.1	8,023,962	1.1	△ 171,238
歳 出 合 計	779,805,227	100.0	6.3	733,345,205	100.0	46,460,022

普通会計決算 指標等の前年度比較  
 〈決算関連指標〉

(単位：%)

	3年度	2年度	増減
経常収支比率	88.9	95.8	△ 6.9

〈健全化判断比率〉 いずれの指標も早期健全化基準に該当しない

	3年度	2年度	増減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	3.75	5.0
連結実質赤字比率	—	—	—	8.75	15.0
実質公債費比率	12.5	12.3	0.2	25.0	35.0
将来負担比率	82.1	95.8	△ 13.7	400.0	—

〈資金不足比率〉 いずれの会計も経営健全化基準に該当しない

	3年度	2年度	増減	経営健全化基準
工業用水道事業会計	—	—	—	20.0
病院事業会計	—	—	—	
下水道事業特別会計	—	—	—	
港湾整備事業特別会計	—	—	—	

**経常収支比率**

地方公共団体の財政構造の弾力性を測る指標で、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）が、人件費・扶助費・公債費などの毎年度の恒常的な支出（経常的支出）にどの程度充当されているかを示す割合。

**実質赤字比率**

一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額 一般会計と普通会計に属する特別会計の実質赤字額の合計。
- ・ 標準財政規模 標準的に収入が見込まれる一般財源の総額（県税、普通交付税等）

**連結実質赤字比率**

全会計における実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額 一般会計等の実質赤字額と公営企業会計等の資金不足額の合計。

**実質公債費比率**

一般会計等が負担する元利償還金や実質的な元利償還金相当額の標準財政規模に対する比率。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{イ} + \text{ロ}) - (\text{ハ} + \text{ニ})}{\text{ホ} - \text{二}}$$

(3カ年平均)

- ・ イ 地方債の元利償還金（繰上償還等を除く）
- ・ ロ 地方債の元利償還金に準ずるものの支出の合計額（公営企業債の償還のための繰出金、債務負担行為に基づく支出等）
- ・ ハ 特定財源
- ・ ニ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額
- ・ ホ 標準財政規模

**将来負担比率**

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{イ} - \text{ロ}}{\text{ハ} - \text{ニ}}$$

- ・ イ 将来負担額の合計額（地方債の現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債償還のための繰入見込額、退職手当支給予定額、公社等の負債額、損失補償契約を締結している第3セクター等に対する負担見込額、地方開発事業団に対する負担見込額）
- ・ ロ 将来負担額に充当可能な財源の合計額（基金、特定財源、基準財政需要額算入見込額）
- ・ ハ 標準財政規模
- ・ ニ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額

**資金不足比率**

各公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する割合。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模（営業収益等）}}$$

(参考)

## 令和元年度～令和3年度 一般会計決算の推移

(単位:千円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
歳入総額 A	675,453,656	782,170,741	833,410,721
歳出総額 B	662,674,543	756,961,583	805,330,751
歳入歳出差引額 (A-B) C	12,779,113	25,209,158	28,079,970
翌年度へ繰り越すべき財源 D	10,652,362	15,963,098	20,470,538
実質収支 (C-D) E	2,126,751	9,246,060	7,609,432
単年度収支 F	△ 229,232	7,119,309	△ 1,636,628
積立金 G	3,212	2,243	2,158
繰上償還金 H	0	0	0
積立金取崩し額 I	115,399	2,798,639	2,723,797
実質単年度収支 (F+G+H-I) J	△ 341,419	4,322,913	△ 4,358,267

(注)

令和3年度決算の数値は、地方自治法第233条の規定に基づき手続中のものである。

(地方自治法(抄))

第233条 会計管理者は、毎会計年度、政令の定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後三箇月以内に、証書類その他政令で定める書類とあわせて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

(参考)

## 一般会計と普通会計の違いについて

普通会計とは、各地方公共団体間での財政比較や統一的な掌握を目的として、国が定めた地方財政統計上の統一的会計区分であり、公営事業会計以外の会計を総合してひとつの会計としてまとめたものである。

よって、一般会計及び特別会計の中で、公営事業会計に係る全部又は一部の収支を経理している場合においては、これに係る一切の収支は、普通会計から分別して、公営事業会計で経理されたものとして取り扱う必要がある。

また、普通会計に区分される一般会計と特別会計とを単純に加算した際、重複分が生じることから、これを取り除いて普通会計としている。

### 【会計区分の概念図】

